

伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託仕様書

1. 業務名称

伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査支援業務委託

2. 目的

伊勢崎市は、令和7年4月にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、本市独自の取り組みを推進している。

本業務は、その一環として、一定規模以上の太陽光発電設備が未設置の公共施設等を対象とした導入に係る調査を行うものであり、施設の立地条件や各種法令上の制限・規制、設置の際の施設への影響等を調査し、設置方法や発電量のシミュレーション、二酸化炭素排出量の削減効果等を検討し、伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に反映することを主な目的とするものである。

なお、本業務は、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用するものである。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年1月16日まで

4. 業務内容

(1) 調査対象施設

市が有する太陽光発電設備（2kW程度の小規模設備は除く。）が未設置の公共施設等（別添「公共施設太陽光発電導入調査対象リスト」）を調査対象とする。

(2) 対象施設の情報収集・整理業務の目的を踏まえ、対象施設の情報を以下の点等について整理し、施設情報等の資料による検討を行う。

- ア 建築基準法等の法令による制限
- イ 耐震基準の適合性
- ウ 建築面積等
- エ 屋根の状態
- オ 電力消費量

(3) 現地調査の施設抽出

上記(2)の調査により、代表的な公共施設を少なくとも20施設以上抽出し、現地調査・導入計画の対象施設とする。抽出方法については、施設種別や規模、築年数などこれまでの調査実績や知見を基に適切な分類を行い、その抽出した施設の設置検討が、同じ分類のその他施設へ展開できるものとする。

(4) 現地調査

(3)の施設抽出において選定された施設について、導入計画を作成するために必要な現地調査を行うとともに、以下についてとりまとめること。

- ア 太陽光発電設備の荷重による施設への影響
- イ 建築基準法等の法令による制限
- ウ 周辺環境の確認
- エ 日射量等の確認
- オ 設置想定箇所の現況確認
- カ 施設の電力使用状況

(5) 導入計画及び調査報告書の作成

現地調査等の結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置に係る事業性（以下のアからクの項目等）を検討し、導入計画及び調査報告書を作

成する。

なお、導入計画は、個別の施設ごとに取りまとめた上で、事業性を勘案し、設備導入に係る優先度を考慮した施設全体の導入計画とすること。

また、導入計画の期間については、調査実施後の令和8年度から、政府実行計画等と歩調を合わせ、令和12年度及び令和22年度を拠えた期間設定とすること。

ア 事業スキームの検討（国等の補助金の活用、P P A事業等）

イ 設置の工法、レイアウト、容量（パネル枚数）、想定重量等

※構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること。

ウ 設置工事費（概算）の算定

エ 想定発電量の算定（発電シミュレーション、設備利用率の設定等）

オ 二酸化炭素排出量の削減見込

カ 経費削減効果、事業スキームを考慮した上での事業採算性の検証

キ 現地調査の対象外施設への展開案及び総事業費（概算）の算定

ク 長期及び地震時の可能耐荷

(6) 本事業の調査結果を第4次伊勢崎地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に反映させるために、調査に係るデータ等を提供すること。

(7) 環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の完了実績報告書等を作成すること。

5. 成果物

- (1) 電子データ 一式
- (2) 製本物 一式
- (3) 伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）用データ
- (4) 環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の実績報告書等

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (5) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。

公共施設太陽光発電導入調査対象リスト

	施設名	住所
1	緋の郷	伊勢崎市昭和町 1712-2
2	いせさき聖苑	伊勢崎市波志江町 3553
3	さかい聖苑	伊勢崎市境美原 18
4	茂呂クリーンセンター	伊勢崎市茂呂南町 5097-2
5	境クリーンセンター	伊勢崎市境上矢島 675
6	あずまストックヤード	伊勢崎市東小保方町 3242-1
7	境ストックヤード	伊勢崎市境女塚 328-1
8	清掃リサイクルセンター 2 1	伊勢崎市柴町 954
9	あずま一般廃棄物最終処分場	伊勢崎市東小保方町 3221
10	華蔵寺公園運動施設	伊勢崎市堤西町 93
11	第二市民体育館	伊勢崎市乾町 75-5
12	いせさき市民のもり公園	伊勢崎市山王町 2663
13	平塚公園	伊勢崎市境平塚 362
14	消防本部・伊勢崎消防署	伊勢崎市今泉町 2 丁目 895
15	上下水道局庁舎	伊勢崎市連取町 1952
16	竜宮浄水場	伊勢崎市宮子町 3069-1
17	広瀬浄水場	伊勢崎市上泉町 506-1
18	あずま浄水場	伊勢崎市国定町 2 丁目 1515-1
19	境ふちな配水場	伊勢崎市境上湊名 215
20	境下武士浄水場	伊勢崎市境下武士 262-1
21	西久保配水場	伊勢崎市西久保町 2 丁目 227-2
22	波志江配水場	伊勢崎市波志江町 2834-4
23	第一学校給食調理場	伊勢崎市西小保方町 692-5
24	文化財保護課事務所	伊勢崎市西久保町 2 丁目 123-1